

令和元年度

業 務 概 要

《平成30年度事業年報》

長野県松本児童相談所

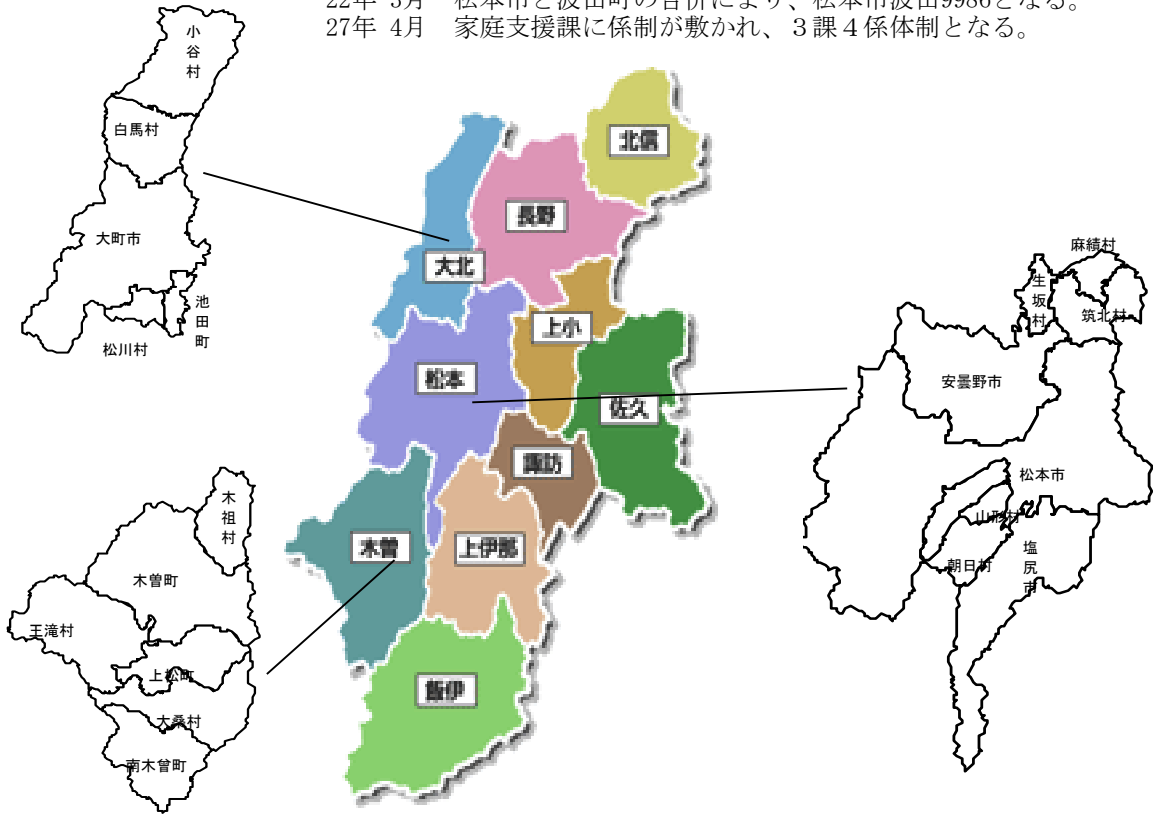
目 次

《項目》	《頁》
I 松本児童相談所について	1
1 令和元年度 運営方針	2
2 令和元年度 事業内容	3
3 相談の種類及び主な内容	4
4 相談業務の流れ	5
II 児童相談の状況について	6
1 児童相談の推移	6
(1) 経路別受付状況	
(2) 相談種別受付状況	
(3) 相談結果の状況	
2 相談種別相談結果の状況	9
3 年齢別相談受付状況	10
4 市町村別相談受付状況	11
5 調査・診断及び心理療法・カウンセリング処理状況	12
6 児童福祉施設等措置状況	13
(1) 入退所・年度末在籍の状況	
(2) 措置解除の理由	
(3) 措置停止・措置中等の調査及び指導状況	
(4) 市町村別入所・委託措置開始状況	
(5) 市町村別年度末在籍状況	
7 里親の状況	16
(1) 登録里親の状況	
(2) 里親委託児童の年齢別状況	
(3) 市町村別の状況	
8 一時保護の状況	17
(1) 目的別保護状況	
(2) 相談種別保護状況	
(3) 年齢別相談種別保護状況	
9 一時保護委託の状況	18
(1) 委託先別保護状況	
(2) 目的別保護状況	
10 養護相談の状況	18
11 障がい相談の状況	19
(1) 療育手帳交付の状況	
(2) 重症心身障がい児（者）の状況	
12 1歳6か月児・3歳児精神発達精密健康診査の実施状況	20
(1) 1歳6か月児精神発達精密健診	
(2) 3歳児精神発達精密健診	
III 児童虐待相談について	21
1 児童虐待相談の推移	
2 児童虐待相談種別対応件数	
3 児童虐待相談経路別対応件数	
4 児童虐待相談処遇別対応件数	
5 主たる虐待者	
6 被虐待児の年齢構成	
7 管内地域別相談対応件数	
IV 知的障害者更生相談所について	23
1 知的障害者更生相談所	
2 知的障がい者更生相談の状況	
(1) 知的障がい者更生相談の推移	
(2) 相談内容別件数	
(3) 判定内容別件数	

I 松本児童相談所について

児童相談所は児童に関する様々な問題について、家庭その他からの相談に応じ、児童が有する問題又は児童の真のニーズ、児童の置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の児童や家庭に必要とされる支援を行い、児童の福祉を図るとともに、その権利を守り尊重することを主たる目的として設置される行政機関である。

- 昭和23年 4月 児童福祉法の規定に基づき、長野市に県内一円を管轄区域として、長野県児童相談所が設置され児童相談業務を開始した。
- 24年 5月 松本児童相談所が松本市大名町76番地に設置され、中信地区1市4郡が管轄区域となった。
- 25年 5月 松本市若松町 1467番地（現在の埋橋1-9-18）に庁舎を新築移転、一時保護所として松本精機寄宿舍を買収し改装した。
- 26年 4月 飯田市、下伊那郡が松本児童相談所の管轄となった。
- 29年 4月 飯田市、下伊那郡が諏訪児童相談所に移管となり、松本児童相談所の管轄区域は、創設時の中信地区1市4郡に戻った。
- 46年 3月 松本市桐2-4-39に庁舎を新築移転した。
- 平成15年 4月 一時保護所が通年実施となる。
- 17年 2月 山口村が岐阜県中津川市への合併により管轄外となる。
- 17年 4月 東筑摩郡波田町9986（旧県建設技術学園）に庁舎を改装移転した。
- 22年 3月 松本市と波田町の合併により、松本市波田9986となる。
- 27年 4月 家庭支援課に係制が敷かれ、3課4係体制となる。



管内の状況

平成31年4月1日現在

郡市名	総面積(km ²)	全県に占める割合	総人口	児童人口(18歳未満)	児童が占める割合
松本市	978.47	7.2	240,086	37,412	15.6
大町市	565.15	4.2	26,496	3,321	12.5
塩尻市	289.98	2.1	66,669	10,244	15.4
安曇野市	331.78	2.4	94,378	14,514	15.4
木曾郡	1,546.15	11.4	26,148	3,156	12.1
東筑摩郡	268.51	2.0	21,330	3,004	14.1
北安曇郡	544.50	4.0	30,714	4,235	13.8
管内計	4,524.54	33.4	505,821	75,886	15.0
県計	13,561.56	100.0	2,052,033	312,233	15.2

1 令和元年度 松本児童相談所 運営方針

《基本方針》

子どもの権利を基礎とした新たな社会的養育に関する社会的動向を踏まえ、市町村等関係機関と適切な連携や役割分担を図りながら、児童虐待を始めとする児童に関する相談に応じる。相談においては、児童の権利擁護を絶えず意識し、児童の最善の利益を実現するべく最も効果的な援助を行う。

《重点事項》

1 児童虐待相談対応の充実

児童虐待通告に対しては、速やかに児童の安全を確認するとともに、初期対応マニュアルに基づく調査とアセスメントを実施し、的確な判断の下適切な対応を行う。

親元から分離した児童については、分離中の状態を的確に把握し、家庭復帰を目指すに当たっては、児童の安心安全の確認を最優先し、家族関係支援プログラム等に基づき丁寧にケースワークを行う。

家庭生活を継続する児童については、家族関係の改善・虐待の再発防止等のために、要保護児童対策地域協議会を始めとする関係機関と緊密な連携を取り、適時適切な支援ができるよう協働していく。

2 里親委託児童・児童福祉施設等入所児童の自立支援の推進

家庭養育優先を前提として、被虐待経験や発達障がい等、様々な課題を有する委託・入所児童が増加している現状を踏まえ、里親や福祉施設等の担当者と綿密な情報交換や家族関係支援プログラムの作成等を行い、種々の困難事案に窮する里親・児童福祉施設等への技術支援を通して、委託・入所児童の自立支援を推進する。

3 一時保護所入所児童への支援

- ・入所後速やかに、またその後は概ね週1回の頻度で、児童指導員と児童心理司によるミニカンファレンスを行い、入所児童の見立てと日々の対応方法の確認を行い、一時保護所内で一致した支援を行う。
- ・入所児童と児童福祉司等との面接を十分確保し、保護所職員と児童福祉司等で定期的なカンファレンスを行い、退所後を見据えた援助プランを作成し支援する。
- ・安心で安全な生活の場が確保されていることを大前提とし、その上で入所児童の経験を豊かにするため、ボランティアを活用し魅力ある日中活動を提供する。

4 家庭養育の推進

長野県児童相談所広域支援センターと十分な連携を図りつつ、「長野県家庭的養育推進計画」に基づき、里親委託を推進し、委託後の里親への支援を充実する。加えて、平成30年度に開始した、3歳未満乳幼児の里親等委託率の向上を目指すためのプロジェクトを、松本市・松本赤十字乳児院と連携して進める。

5 子どもと家庭への支援に関する市町村への技術支援

被虐待経験を有する児童の内、地域で家庭生活を継続する者についても、市町村が主たる対応機関となることから、小規模自治体が多いという管内の特徴を考慮し、市町村との情報交換や支援を確実に行っていく。

2 令和元年度 事業内容

(1) 相談・指導

区 分	業 務 内 容
所内相談	原則として予約制（電話相談は随時）にて、相談援助活動を行う
訪問相談	必要に応じて家庭、学校、施設等を訪問し、相談援助活動を行う

(2) 一時保護

緊急保護、行動観察、短期入所指導のため、一時保護を実施する。

また、必要に応じて児童福祉施設等に委託して実施する。

区 分	業 務 内 容
緊急保護	被虐待児・棄児・迷子児・家出児等の応急的保護
行動観察	児童の対人関係、生活意欲、行動特性等の観察評価
短期入所指導	短期間の生活指導・心理治療等

(3) 定例診断

区 分	実 施 時 期 等	実 施 場 所	実 施 内 容
精神科診断	毎月 第3 木曜日	所 内	嘱託医による診断
児童精神科診断	毎月 第2・第4 月曜日	〃	〃
小児科診断	毎月 第2・第4 金曜日	〃	〃

(4) 措置

通告・送致された児童又は相談に応じて、児童及びその保護者に対して必要があると認められた時は、次のような措置をとる。

訓戒又は誓約、児童福祉司指導、市町村指導、児童委員指導、社会福祉主事指導、里親・FH等委託、福祉施設入所、家庭裁判所送致、指定医療機関委託

(5) 児童福祉施設入所児童の自立支援強化

児童虐待事例など入所児童自立支援計画に基づく援助指針を共有化するため、ケース検討会・連絡会等を実施する。

施設入所をしている虐待ケースについて家族関係支援プログラムを策定する。それに基づき施設と協議のうえ自立支援計画票を策定し、家族への支援をしていく。

(6) 児童虐待防止対策

児童虐待に対して早急かつ適切な対応を図るとともに、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）等との連携を強化し、啓発を図る。

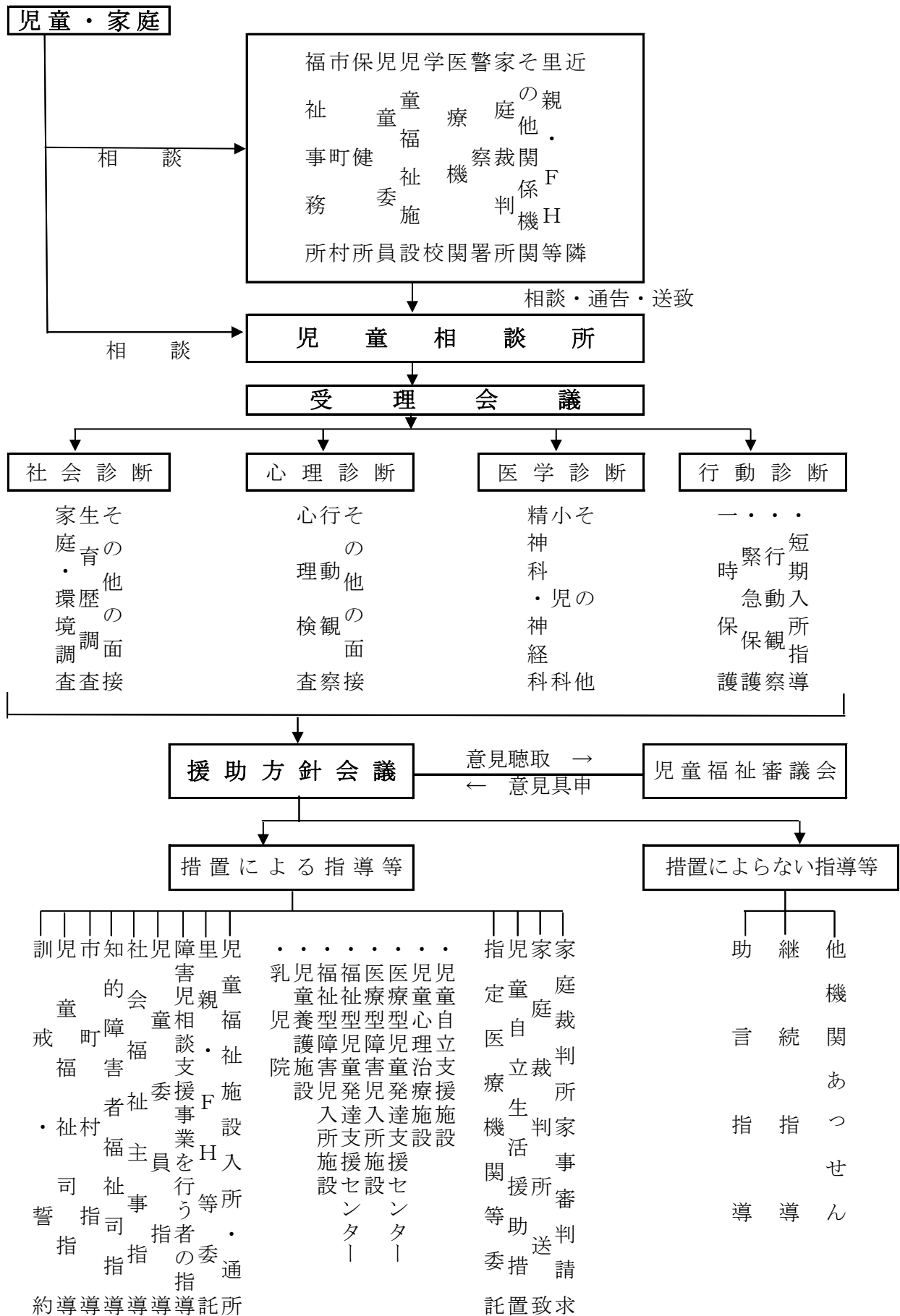
市町村が主に対応する虐待ケースについて、技術的助言等の支援を行い、市町村のスキルアップを図る。

3 相談の種類及び主な内容

種 類		内 容
養 護 相 談		父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、被虐待児、被放任児、親権を喪失した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する児童、養子縁組に関する相談。
	児 童 虐 待	身体的虐待、保護の怠慢・拒否、性的虐待、心理的虐待
保 健 相 談		未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障がい、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する児童に関する相談。
障 が い 相 談	肢 体 不 自 由 相 談	肢体不自由児、運動発達遅れの遅れに関する相談。
	視 聴 覚 障 がい 相 談	盲(弱視を含む)、ろう(難聴を含む)等視聴覚障がい児に関する相談。
	言 語 発 達 障 がい 等 相 談	構音障がい、吃音、失語等音声や言語の機能障がいをもつ児童、言語発達遅滞を有する児童等に関する相談。（ことばの遅れの原因が知的障がい、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合はそれぞれのところに入れる。）
	重 症 心 身 障 がい 相 談	重症心身障がい児（者）に関する相談。
	知 的 障 がい 相 談	知的障がい児に関する相談。
	発 達 障 がい 相 談	自閉症若しくは自閉症同様の症状を呈する児童、及び注意欠陥多動性障がいを有する児童に関する相談。
非 行 相 談	ぐ 犯 等 相 談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のご犯行為、問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない児童に関する相談。
	触 法 行 為 等 相 談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった児童、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談。（受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている児童に関する相談についてもこれに該当する。）
育 成 相 談	性 格 行 動 相 談	児童の人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する児童に関する相談。
	不 登 校 相 談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある児童に関する相談。
	適 性 相 談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
	育 児 ・ し つ け 相 談	家庭内における幼児のしつけ、児童の性教育、遊び等に関する相談。
そ の 他 の 相 談		上記の相談のいずれにも該当しない相談。

4 相談業務の流れ

受け付けた相談は、次のような手順で援助方針の決定を行います。



Ⅱ 児童相談の状況について

1 児童相談の推移

(1) 経路別受付状況

相談経路		年度					平成30年度	
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	件数	構成比(%)
都市 道町 府村 県	福祉事務所	170	230	236	227	221	223	16.0
	児童委員	0	0	2	0	0	0	0.0
	その他	129	136	111	176	213	98	7.0
	小計	299	366	349	403	434	321	23.0
児童福祉施設等 指定医療機関等		35	51	42	34	27	33	2.4
警察等		76	114	229	252	241	368	26.4
家庭裁判所		5	2	1	2	0	2	0.1
保健所 及び 医療機関	保健所	30	21	24	0	1	6	0.4
	医療機関	28	11	8	17	12	41	2.9
	小計	58	32	32	17	13	47	3.3
学 校 等	学校	64	68	64	41	45	110	7.9
	教育委員会等	2	7	1	4	7	5	0.4
	小計	66	75	65	45	52	115	8.3
里親・保護受託者		0	3	1	1	1	2	0.1
家族・親戚		370	432	308	282	301	375	26.9
近隣・知人		43	45	49	53	36	82	5.9
児童本人		8	8	9	6	7	7	0.5
その他		13	35	26	40	42	43	3.1
合計		973	1,163	1,111	1,135	1,154	1,395	100.0

(2) 相談種別受付状況

相談種類	年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成30年度	
							件 数	構 成 比 (%)
養 護 相 談		372	497	503	612	618	737	52.8
虐待(再掲)		228	339	399	416	484	586	42.0
保 健 相 談		2	3	2	0	0	0	0.0
障 が い 相 談	肢 体 不 自 由	3	2	12	6	0	11	0.8
	視 聴 覚 障 が い	1	0	1	0	1	0	0.0
	言 語 発 達 障 が い 等	12	4	14	16	17	6	0.4
	重 症 心 身 障 が い	3	5	28	4	6	26	1.9
	知 的 障 が い	328	391	356	336	360	406	29.1
	発 達 障 が い	20	41	16	37	35	30	2.2
	小 計	367	443	427	399	419	479	34.4
非 行 相 談	ぐ 犯 等	27	36	20	13	23	29	2.1
	触 法 行 為 等	9	9	6	4	2	10	0.7
	小 計	36	45	26	17	25	39	2.8
育 成 相 談	性 格 行 動	60	62	57	44	37	31	2.2
	不 登 校	19	21	11	2	7	2	0.1
	適 性	0	3	0	0	0	0	0.0
	し つ け	37	29	18	7	2	5	0.4
	小 計	116	115	86	53	46	38	2.7
その他の相談		80	60	67	54	46	102	7.3
未 処 理		0	0	0	0	0	0	0.0
合 計		973	1,163	1,111	1,135	1,154	1,395	100.0

* 未処理の欄には、相談種類について年度末時点で調査中のものを計上してあります。

(3) 相談結果の状況

相談結果		年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成30年度	
								件 数	構 成 比 (%)
面 接 指 導	助 言 指 導		765	881	946	954	916	1,080	75.9
	継 続 指 導		145	179	100	101	123	132	9.3
	他機関あつせん		1	1	4	4		1	0.1
	小 計		911	1,061	1,050	1,059	1,039	1,213	85.3
	児 童 福 祉 司 指 導		6	8	4	5	7	7	0.5
	児 童 委 員 指 導								0.0
	福 祉 事 務 所 送 致							23	1.6
	訓 戒 ・ 誓 約					3			0.0
児 童 福 祉 施 設	入 所		58	40	35	27	38	36	2.5
	(再掲) 法第27条の3 家庭裁判所送致								0.0
	通 所		2	1	2	1		1	0.1
	小 計		60	41	37	28	38	37	2.6
	指定医療機関等委託			1					0.0
	里 親 等 委 託		7	4	3	9	8	8	0.6
	法第27条第1項第4号		1						0.0
	家 庭 裁 判 所 送 致								0.0
	児童自立生活援助措置								0.0
	そ の 他		38	70	61	55	89	134	9.4
	未 処 理		4	16					0.0
	合 計		1,027	1,201	1,155	1,159	1,181	1,422	100.0

*相談結果が複数に該当するものがあるため、相談受付件数とは一致しない場合があります。

2 相談種別相談結果の状況

相談結果	相談種類	養護		保	障がい相談							非行相談			育成相談			その他の相談	合計		
		う	ち		健	肢	視	言	重	知	発	小	ぐ	触	小	性	不			適	し
		虐待	待	相	体	聴	語	症	的	達	計	犯	法	格	登	性	つ	計			
面接指導	助言指導	587	482		5		6	8	304	28	351	16	7	23	22	1		4	27	92	1,080
	継続指導	107	81							2	2	11	3	14	7	1			8	1	132
	他機関あつせん																	1	1		1
	小計	694	563		5		6	8	304	30	353	27	10	37	29	2		5	36	93	1,213
	児童福祉司指導	6	6									1		1							7
	児童委員指導																				0
	福祉事務所送致								23		23										23
	訓戒・誓約																				0
児童福祉施設	入所	34	19									1	1	2							36
	(再掲) 法第27条の3 家庭裁判所送致																				0
	通所											1		1							1
	小計	34	19									2	1	3							37
	指定医療機関等委託																				0
	里親等委託	8	5																		8
	法第27条第1項第4号 家庭裁判所送致																				0
	児童自立生活援助措置																				0
	その他	13	6		8			18	82	1	109	1		1	2				2	9	134
	未処理																				0
	合計	755	599	0	13	0	6	26	409	31	485	31	11	42	31	2	0	5	38	102	1,422

*相談結果が複数に該当するものがあるため、相談受付件数とは一致しない場合があります。

3 年齢別相談受付状況

年齢	養護	保健	肢体不自由	視聴覚障がい	言語発達障がい等	重症心身障がい	知的障がい	発達障がい	ご犯等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	しつけ	その他	計	性別		
																	男	女	不明
0	53						1								8	62	29	33	
1	43						6							1	6	56	25	31	
2	53				1		15	1							8	78	43	35	
3	41				2	1	15	1			1			1	12	74	51	23	
4	42		1				23	1			1				7	75	40	35	
5	43						13	1	1					2	6	66	34	32	
6	42		1			1	24	6	2						6	82	44	38	
7	32						9	2			4				1	48	38	10	
8	41		1		1	2	33	4			2				4	88	60	28	
9	37		1			1	17	3		1	3				5	68	41	27	
10	44					1	13	4	1		1				1	65	43	22	
11	35		1				21	1	3		1				7	69	42	27	
12	50		1			1	25	2	2	1	3				2	87	42	45	
13	37		1			7	25	1	4	4	3	1			3	86	44	42	
14	41		3		2	2	28	1	4	3	3				6	93	55	38	
15	41		1			4	32	1	7		4				5	95	58	37	
16	29					3	28	1	4	1					8	74	43	31	
17	28					1	53		1		4	1			6	94	54	40	
18以上	5					2	25				1				1	34	25	8	1
不明														1		1			1
計	737	0	11	0	6	26	406	30	29	10	31	2	0	5	102	1,395	811	582	2
男	370		6		4	10	283	25	15	9	20	1		2	66	811			
女	366		5		2	16	123	5	14	1	11	1		2	36	582			
不明	1													1		2			

4 市町村別相談受付状況

	養護	保健	肢体不自由	視聴覚障がい	言語発達障がい等	重症心身障がい	知的障がい	発達障がい	ぐ犯等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	しつけ	その他	合計
松本市	433		7		1	14	206	14	14	6	15	2		1	74	787
大町市	16				1	1	22	1	1	3					4	49
塩尻市	83		1			6	56	6	5		5				4	166
安曇野市	100		2			1	74	4	4		5			2	13	205
木曾郡	木曾町	11			1	1	6								1	20
	南木曾町	2			1		5	1						1		10
	上松町	10					4								3	17
	木祖村	2					2									4
	王滝村															0
	大桑村	1				2		2				2				7
東筑摩郡	麻績村	3		1		1										5
	筑北村	4					2									6
	生坂村	2														2
	山形村	29					5		1		1				1	37
	朝日村	12					2	1			1					16
北安曇郡	池田町	9					7		1							17
	松川村	5				1	5	1		1					1	14
	白馬村	3					4								1	8
	小谷村	4						1	1							6
その他	8					1	4	1	2		2		1		19	
合計	737	0	11	0	6	26	406	30	29	10	31	2	0	5	102	1,395

5 調査・診断及び心理療法・カウンセリング処理状況

指導等の別		児 童	保 護 者	そ の 他	合 計	
調査・社会診断指導		1,110	2,680	7,584	11,374	
医学診断指導	診 察 ・ 指 導	106	34	41	181	
	医 学 的 検 査					
	そ の 他	14	3	10	27	
	小 計	120	37	51	208	
心理診断指導	検 査	知 能 検 査	277	8	3	288
		発 達 検 査	69	15	4	88
		人 格 検 査	88	2		90
		そ の 他 の 検 査	117	14	1	132
		検 査 小 計	551	39	8	598
	面 接 ・ 観 察 ・ 指 導	519	366	87	972	
小 計	1,070	405	95	1,570		
その他の診断指導		8			8	
心理療法 カウンセリング等	医 師					
	児 童 心 理 司	132	10	13	155	
	児 童 福 祉 司	10	1	4	15	
	そ の 他 の 職 員	9			9	
	小 計	151	11	17	179	
合 計		2,459	3,133	7,747	13,339	

6 児童福祉施設等措置状況

(1) 入退所・年度末在籍の状況

施設の種類	退所の理由						合計
	乳児院	児童養護施設	児童自立支援施設	児童心理治療施設	福祉型障害児入所施設	医療型障害児入所施設	
入所・委託	8	23	3	2	0	0	36
移管による増		1	1	1			3
措置解除	9	24		4	0	0	37
移管による減						1	1
年度末在籍人員	11	112	4	4	7	1	139

*情緒障害児短期治療施設は、平成29年度から児童心理治療施設に名称を変更

(2) 措置解除の理由

施設の種類	退所の理由						死亡	その他	合計
	家庭復帰	学齢到達 保育所等入所	社会的自立	措置変更	里親委託	成人施設移管			
乳児院	5			3	1			9	
児童養護施設	16		3		1		4	24	
児童自立支援施設								0	
児童心理治療施設	1			3				4	
福祉型障害児入所施設								0	
医療型障害児入所施設								0	
計	22	0	3	6	2	0	4	37	

(3) 措置停止・措置中等の調査及び指導状況

	措置停止	調査・診断・指導
児童福祉施設	37	7,740
指定医療機関 障害者支援施設	0	65
里親	2	604
合計	39	8,409

(4) 市町村別入所・委託措置開始状況

施設種類		乳 児 院	児 童 養 護 施 設	児 童 自 立 支 援 施 設	児 童 心 理 治 療 施 設	福 祉 型 障 害 児 入 所 施 設	医 療 型 障 害 児 入 所 施 設	合 計
市町村								
松本市		5	15		2			22
大町市								0
塩尻市			2	1				3
安曇野市		2	2					4
木 曾 郡	上松町		2					2
	南木曾町							0
	木曾町							0
	木祖村		1					1
	王滝村							0
東 筑 摩 郡	大桑村							0
	麻績村							0
	生坂村							0
	山形村	1						1
北 安 曇 郡	朝日村		1	1				2
	筑北村							0
他 県	池田町							0
	松川村							0
	白馬村							0
	小谷村							0
合計		8	23	3	2	0	0	36

(5) 市町村別年度末在籍状況

施設種類		乳 児 院	児 童 養 護 施 設	児 童 自 立 支 援 施 設	児 童 心 理 治 療 施 設	福 祉 型 障 害 児 入 所 施 設	医 療 型 障 害 児 入 所 施 設	合 計
松本市		6	65	1	3	2	1	78
大町市			3		1			4
塩尻市		1	14	1		2		18
安曇野市		2	13			1		16
木 曾 郡	上松町		2					2
	南木曾町		2					2
	木曾町							0
	木祖村		1					1
	王滝村							0
	大桑村							0
東 筑 摩 郡	麻績村							0
	生坂村							0
	山形村	2	2			1		5
	朝日村		1	1				2
	筑北村		1			1		2
北 安 曇 郡	池田町		5					5
	松川村							0
	白馬村							0
	小谷村							0
その他			3	1				4
合計		11	112	4	4	7	1	139

7 里親の状況

(1) 登録里親の状況

新規及び取消	里親数
新規（年度中）	3
取消（年度中）	6
年度末現在	44
児童委託歴のある里親数	27
養子縁組成立里親数	19
委託されている里親数	13

※委託されている里親数にはファミリーホームが含まれています。

(2) 里親委託児童の年齢別状況

平成31年3月31日現在

年齢	委託児童数
0歳	0
1～6歳	6
7～12歳	7
13～15歳	5
16歳以上	4
合計	22

※里親家庭の委託児童16名
ファミリーホームへの委託児童6名

(3) 市町村別の状況

市町村	里親数	委託児童数
松本市	20	5
大町市	2	5
塩尻市	4	4
安曇野市	10	1
木曾郡	上松町	1
	南木曾町	
	木曾町	1
	木祖村	
	王滝村	1
	大桑村	1
東筑摩郡	麻績村	
	生坂村	
	山形村	1
	朝日村	1
北安曇郡	筑北村	1
	池田町	1
	松川村	
	白馬村	
小谷村		
管外	4	4
合計	48	24

※里親数には、ファミリーホーム2世帯（管内：1、管外：1）が含まれています。

※委託児童数には、他の児童相談所からの委託児童2名を加えて計上しています。

8 一時保護の状況

(1) 目的別保護状況

所別 目的別	実 人 員						延 人 員					
	中 央	松 本	飯 田	諏 訪	佐 久	計	中 央	松 本	飯 田	諏 訪	佐 久	計
緊急保護	5	38	6	18	4	71	71	800	382	588	52	1,893
行動観察		8	2	2		12		432	37	111		580
短期入所指導				1		1				46		46
合 計	5	46	8	21	4	84	71	1,232	419	745	52	2,519

(2) 相談種別保護状況

所別 相談種別	実 人 員						延 人 員					
	中 央	松 本	飯 田	諏 訪	佐 久	計	中 央	松 本	飯 田	諏 訪	佐 久	計
養 護	3	37	4	18	3	65	23	981	178	671	16	1,869
保 健						0						0
肢体不自由						0						0
視聴覚障がい						0						0
言語発達障がい 等						0						0
重症心身障がい						0						0
知的障がい						0						0
発達障がい		1				1		12				12
ぐ 犯 等	1	6	3	3		13	47	182	225	74		528
触法行為等		1			1	2		55			36	91
性格行動	1		1			2	1		16			17
不 登 校						0						0
適 性						0						0
し つ け						0						0
そ の 他		1				1		2				2
合 計	5	46	8	21	4	84	71	1,232	419	745	52	2,519

(3) 年齢別相談種別保護状況

	養護相談	障害	非行相談	育成相談	その他	合計
0～5歳	2					2
6～11歳	26		2	1		29
12～14歳	19	1	10		1	31
15歳以上	18		3	1		22
合計	65	1	15	2	1	84

9 一時保護委託の状況

(1) 委託先別保護状況

	実人員	延人員
児童福祉施設	57	1,567
その他	12	241
合計	69	1,808

(2) 目的別保護状況

	実人員	延人員
緊急保護	69	1,808
行動観察		
短期入所指導		
合計	69	1,808

10 養護相談の状況

理由別 処理別	家出	死亡	離婚	傷病	家庭環境		その他	計
					虐待	その他		
児童福祉施設入所			1	7	19	6	1	34
里親委託					5	3		8
面接指導	1	1	1	23	563	101	4	694
その他					12	4	3	19
合計	1	1	2	30	599	114	8	755

11 障害相談の状況

(1) 療育手帳交付の状況

① 新規交付・再判定

	児童相談所	知的障害者更生相談所
新規交付	127	40
再判定	172	120

② 交付台帳搭載数

		前年度末	新規交付	転入	転出返還	変更		年度末
						18歳到達	障害程度	
A	18歳未満	264	7	1	0	-35	21	258
(重度)	18歳以上	1,344	2	1	20	35	9	1,371
B	18歳未満	976	120	4	14	-92	-21	973
(中軽度)	18歳以上	2,293	38	13	34	92	-9	2,393
合計		4,877	167	19	68			4,995

(2) 重症心身障害児（者）の状況

施設利用の状況（利用契約を除く措置入所分）

	入所・委託数
医療型障害児入所施設	1

12 1歳6か月児・3歳児精神発達精密健康診査の実施状況

(1) 1歳6か月児精神発達精密健診

精密健診実施児童数	事後指導状況	
	実人数	延回数
2	0	0

(2) 3歳児精神発達精密健診

精密健診実施児童数	事後指導状況	
	実人数	延回数
4	0	0

Ⅲ 児童虐待相談について

松本児童相談所

1 児童虐待相談対応件数の推移

年度 区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
全国	40,639	42,664	44,211	56,384	59,919	66,701	73,802	88,931	103,286	122,575	133,778	—
長野県	535	530	517	839	767	1,016	1,358	1,638	1,761	1,909	2,048	2,370
管内	141	126	118	220	227	241	247	340	399	432	494	599

2 児童虐待相談種別対応件数

年度	身体的虐待			性的虐待			心理的虐待			保護の怠慢・拒否			計		
	国	県	管内	国	県	管内	国	県	管内	国	県	管内	国	県	管内
28年度	31,925	424	113	1,622	22	4	63,186	1,101	242	25,842	362	73	122,575	1,909	432
29年度	33,223	414	82	1,537	20	3	72,197	1,247	302	26,821	367	107	133,778	2,048	494
30年度	—	518	126	—	15	1	—	1,456	378	—	381	94	—	2,370	599

3 児童虐待相談経路別対応件数

年度	経路	家族 親戚	児童 本人	近隣 知人	市町 村等	都道 府県等	医療 機関	福祉 施設等	警察等	学校等	その他	計	
		28	国	11,535	1,108	17,428	9,335	10,146	3,109	1,807	54,812	8,850	13,092
年	県	185	13	113	314	175	39	51	768	230	21	1,909	
	管内	50	6	35	52	33	9	9	211	25	2	432	
度	29	国	11,835	1,118	16,982	9,291	9,526	3,367	2,063	66,055	9,281	4,260	133,778
	年	県	234	18	83	300	235	32	59	857	205	25	2,048
	度	管内	55	5	20	67	68	7	6	228	34	4	494
30	年	国	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	度	県	226	31	171	366	90	61	53	975	366	31	2,370
	度	管内	36	10	43	36	29	24	14	324	75	8	599

4 児童虐待相談処遇別対応件数

年度	処遇	施設入所			里親委託			面接指導			その他			計		
		国	県	管内	国	県	管内	国	県	管内	国	県	管内	国	県	管内
28年度		4,277	72	15	568	11	3	112,038	1,768	400	7,200	58	14	124,083	1,909	432
29年度		3,986	76	23	593	14	1	121,182	1,904	461	9,391	54	9	135,152	2,048	494
30年度		—	60	19	—	22	5	—	2,214	563	—	74	12	—	2,370	599

5 主たる虐待者

虐待者 年度		父		母		その他	計
		実父	実父以外	実母	実母以外		
28 年 度	国	47,724	7,629	59,401	739	7,082	122,575
	県	824	189	835	17	44	1,909
	管内	188	44	195	2	3	432
29 年 度	国	54,425	8,175	62,779	754	7,645	133,778
	県	870	121	990	12	55	2,048
	管内	230	20	233	0	11	494
30 年 度	国	—	—	—	—	—	—
	県	1,014	137	1,165	13	41	2,370
	管内	275	35	271	0	18	599

6 被虐待児の年齢構成

年齢 年度		0～3歳未満	3歳～学齢前	小学生	中学生	高校生・その他	計
		28 年 度	国	23,939	31,332	41,719	
県	335		499	648	303	124	1,909
管内	77		110	141	76	28	432
29 年 度	国	27,046	34,050	44,567	18,677	9,438	133,778
	県	371	529	689	296	163	2,048
	管内	104	121	165	70	34	494
30 年 度	国	—	—	—	—	—	—
	県	398	414	836	417	305	2,370
	管内	111	110	196	104	78	599

7 管内地域別相談対応件数

区分 郡市別	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否	合計
松本市	76		222	53	351
大町市	1		9	4	14
塩尻市	19		39	13	71
安曇野市	12		53	13	78
木曾郡	4		12	3	19
東筑摩郡	9		30	5	33
北安曇郡	5	1	9	2	17
その他			4	1	5
合計	126	1	378	94	599

IV 知的障害者更生相談所について

1 知的障害者更生相談所

知的障害者更生相談所は、知的障害者福祉法に基づいて各都道府県ごとに設置されている機関であり、主たる業務は次のようなものである。

- (1) 知的障がい者もしくはその家族からの相談に応ずる。
- (2) 知的障がい者の医学的・心理学的及び職能的判定を行い、これに付随して必要な助言を行う。

具体的には、施設入所にかかわる判定（判定書交付）、療育手帳の交付判定や再判定及び生活上の相談などである。

長野県では昭和35年に長野市に設置され、後に昭和46年に中央児童相談所に付置された。

また、県下各地の相談者の便宜を図るため、県内の他の4所の児童相談所にも知的障害者更生相談所の次長及び兼務職員を置き、相談判定業務を行うこととされた。

2 知的障がい者更生相談の状況（松本児童相談所扱い分）

(1) 知的障がい者更生相談の推移

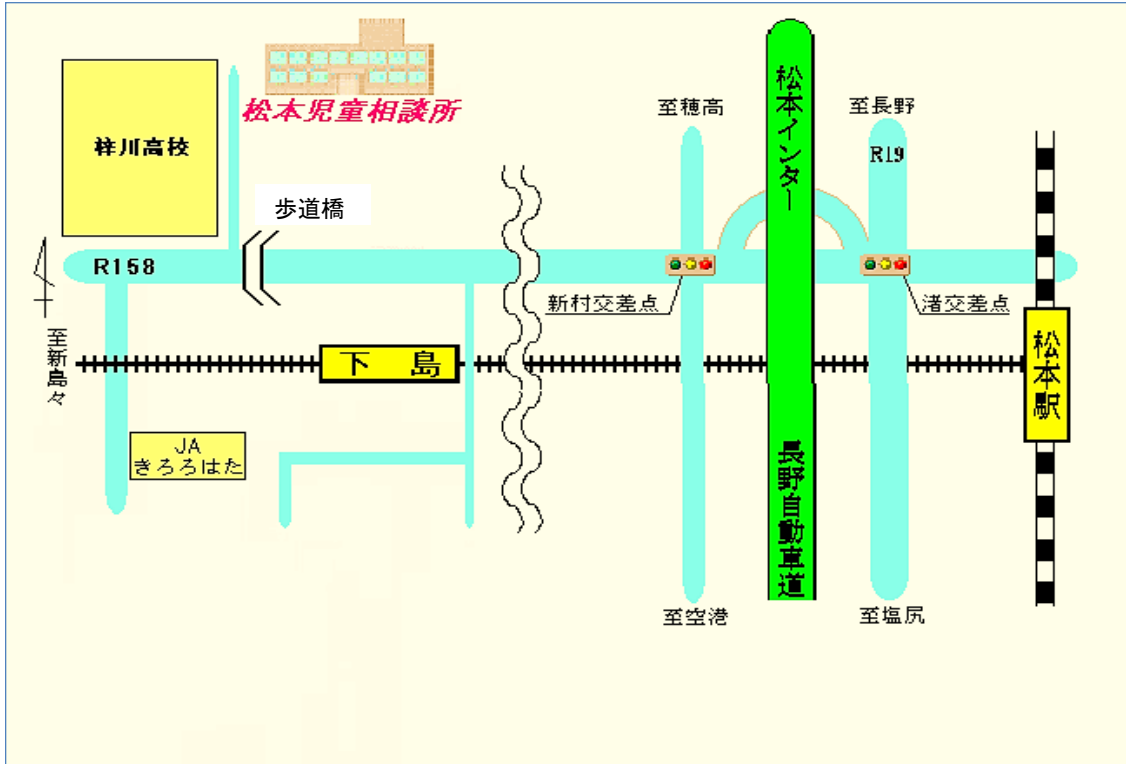
年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延件数	217	232	208	220	199	227	243	305

(2) 相談内容別件数

	施設入所	療育手帳	その他	合計
来所	0	226	67	293
巡回	0	12	0	12
合計	0	238	67	305

(3) 判定内容別件数

	医学的判定	心理判定	合計
来所	16	152	168
巡回	0	12	12
合計	16	164	180



『業務概要』 《平成30年度事業年報》

〒390-1401

長野県松本市波田9986

長野県松本児童相談所

TEL 0263-91-3370

FAX 0263-92-1550



しあわせ信州